

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第43回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

平成22年7月2日（金）10:00～12:20

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）池上政幸，出田孝一，伊藤眞，大橋寛明，奥田昌道（委員長），中田裕康，  
夏樹静子，平木典子，堀野紀，明賀英樹（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，菅野審議官，氏本総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・ 平成22年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成22年10月期の弁護士任官候補者について
- ・ 元裁判官から裁判官への任官候補者について
- ・ 平成22年7月の出向からの復帰候補者について

#### （2）次回の予定について

### 5 議事

#### （1）協議

協議に先立ち，退任した富越委員の後任として大橋委員が紹介された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成22年4月及び7月の出向からの復帰候補者，平成22年4月に出向から判事補に復帰後，4月10日付けで

判事任命資格を取得する判事への任命候補者，平成22年4月の検事からの出向候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと及びそれらの候補者についての最高裁判所における審議結果並びに平成22年上半期の判事補から判事への任命候補者，判事の再任候補者，平成22年4月期の弁護士任官候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また，最高裁判所から，元裁判官から裁判官への任官候補者，平成22年7月の出向からの復帰候補者について，それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

さらに，東京地域委員会第2分科会のある委員から，判事任命・判事再任候補者が現任庁に着任してから在職期間が短い場合に，前任地に対しても情報収集することを検討すべきではないかとの意見が出されたが，他の委員から異論が述べられ，第2分科会としての意見としては取り上げられなかったことが同分科会から当委員会に伝えられたこと，この意見は，2月23日の当委員会において協議して結論が出された意見と同様のものであることが報告された。また，札幌地域委員会のある委員から，弁護士会長への周知依頼文書に記載されている弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集を行うことは相当ではない旨の申し添え部分を，将来的には削除してはどうかとの意見が出されたことが同地域委員会から当委員会に伝えられたことが報告された。

- ・ 平成22年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から，平成22年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者80人のうち，5人が出向したことにより，今回の審議対象から外れたことが報告された。また，2月23日の当委員会の結果を受け，各地域委員会に対し，指名候補者について情報収集を行い，その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと，各地域委員会では，当委員会からの依頼に基づき，情報収集及びその取りまとめが行われ，その結果が送付されたことが報告された。さらに，

報告された情報が大部になったことから、予定どおり6月25日に作業部会が開催され、2月の委員会において重点審議者とされた者についての検討及び重点審議者として追加すべき者の有無についての検討が行われたことも併せて報告された。さらに、地域委員会における情報収集に関し、地域委員会から送付された情報の中には、依然として、弁護士会を経由して地域委員会に提供された情報が多く含まれていること、各地域委員会では、段階評価式アンケート方式のものは送付しないものの、弁護士会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断を当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していることから、作業部会でも、弁護士会経由の情報の適格性については委員会において個別に判断されるという前提で、これを一律に排除することなく、検討資料に含めて作業を行っていることが説明された。なお、先ほど報告した札幌地域委員会からの一部の意見とも関連するが、このような状況であるので、庶務としては、各地域委員会において、弁護士会等に情報提供に関する周知等を行うに際しては、引き続き注意事項を注記する必要があると考えていることが説明された。

庶務からの報告を受けて、弁護士からの情報については、今後とも、弁護士会経由ではなく、地域委員会に直接提供されるよう、弁護士会に対して働き掛けていく必要があるが、本日の委員会においても、作業部会での取扱いと同様に、弁護士会経由の各情報については、一律に排除することなく、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会では、地域委員会から送付された情報等を精査したが、重点審議者に追加すべき者はいなかったことが報告され、審議の結果、重点審議者として追加すべき者はいないこととされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされ、その結果を踏まえて、指名候補者75人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、75人全員について指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

なお、委員の1人から、外部情報に関して、今回は前回と比べて1人当たりの通数が前回の約22パーセントと減っており、今回は判事再任と比べて情報が少なくなる判事補から10年目の判事任命が大多数ではあるが、前回の判事補から10年目位の判事任命と比較しても、約42パーセントと半分以下に減っているとの指摘があり、その原因は不明であるが、内部情報と外部情報を併せて指名の適否を判断することからすると、外部情報が減っていることを懸念しているとの意見があった。

・ 平成22年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、2月23日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者1人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、同人について指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

なお、委員の1人から、最高裁判所から提供された資料の一部について、地域委員会にも提供されるべきであり、地域委員会でも検討されるのが望ましいとの意見があったが、本件においてはその必要はないこととされた。

・ 元裁判官から裁判官への任官候補者について

指名候補者2人について、候補者の裁判官採用選考申込書、略歴及び面接結果要旨等に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成22年7月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している指名候補者1人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、同人について指名することが適当である

と最高裁判所に答申することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、9月8日(水)午後1時30分から開催され、平成23年上半期の判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者及び現行司法修習を終了した者(現行63期)から判事補への任官希望者について審議することとなった。

なお、当初9月2日(木)に予定されていた作業部会は、8月30日(月)午後1時30分から開催されることとなった。

以 上